

## こんな時は届出が必要です

■ 問合せ  
 室蘭年金事務所（お客様相談室）  
 ☎0143-61004 籍  
 住民課・戸籍  
 年金グループ  
 ☎74-3002

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は加入する時だけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。

もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

| 届出が必要なとき                         | 異動の内容                                          | 持参するもの                 |
|----------------------------------|------------------------------------------------|------------------------|
| 20歳になったとき<br>(厚生年金や共済年金加入者を除く)   | 第1号被保険者となります。                                  | 印鑑                     |
| 退職したとき(厚生年金や共済年金加入者の場合)          | 第2号被保険者から第1号被保険者になります。<br>(第3号被保険者に該当する場合を除く。) | 印鑑<br>年金手帳<br>離職票      |
| 配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき | 第3号被保険者から第1号被保険者へ                              | 印鑑<br>年金手帳<br>離職票(配偶者) |

## 第1号被保険者

自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象となります。

第2号被保険者  
 会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。

第3号被保険者  
 国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象になります。

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象になります。

## ジェネリック医薬品(ジェネリック)の差額通知書について

■ 問合せ  
 住民課・医療  
 グループ  
 ☎74-3002

洞爺湖町では年々増え続ける医療費を少しでも削減し、みなさんが納める国保税を有効に使用していただくため、後発医薬品(ジェネリック)の普及と利用促進を図ることを目的として、後発医薬品差額通知書を発送しています。

国においても「平成24年度までにジェネリックのシェアを30%以上」という目標を掲げております。

この通知は、洞爺湖町国保加入者で7月及び11月診療分において処方された調剤の中からジェネリック医薬品に変更することにより一定の金額以上削減される被保険者を対象としております。

ジェネリック医薬品への変更を強要するものではありませんので、差額通知書が届いた方は、ご自身の薬の選択の参考としてください。



## 特定健康診査・肝炎ウイルス・エキノコックス・がん検診のお知らせ

■ 問合せ  
 洞爺湖町健康福祉センターさわやか  
 ☎76-4006

11月19日(月)〜20日(火)は蛇田地区、11月21日(水)〜22日(木)は洞爺地区で集団健診を行います。

詳しくは10月回覧のチラシをご覧ください。

予約申込みについては、11月5日(月)までとなっていますが、定員に達しない場合受入れが可能ですので、電話で確認してください。

## 生活が安定した人への生活や社会参加を助けるために...障がい者を虐待から守りましょう!

■ 問合せ  
 健康福祉課・福祉高齢者グループ  
 ☎74-3001

「障害者虐待防止法が施行されます」

平成24年10月1日から施行された「障害者虐待防止法」には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおよびやされることを防ぐ法律です。

「障がい者虐待に気付いた人は、市区町村の担当窓口への通報義務が定められました」

「虐待している人に、虐待している認識がない。障がい者本人に虐待を受けている認識がない。」



自分から被害を訴えられない、などの場合が多く、虐待を防ぐためには、住民一人ひとりが小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

「障がい者虐待の例」  
 身体的虐待：殴る、蹴る、縛りつける、閉じ込めるなど  
 性的虐待：無理やりいせつなことをしたり、させたりすることなど  
 心理的虐待：怒鳴る、ののしる、仲間に入れない、無視するなど  
 放棄・放任：水や食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療・福祉サービスを受けさせないなど

経済的虐待：必要な金銭(年金等)を渡さない、財産・預貯金を勝手に使うなどがあるが、このほかも、障がい者本人が食事をとらない、不潔な環境で生活をする場合なども対応が必要となります。



障がい者虐待に関する通報・相談は、健康福祉課まで連絡してください。通報や届け出をした人の情報は守られます。